

静岡県療育手帳交付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年2月28日

静岡県知事 鈴木 康 友

静岡県規則第7号

静岡県療育手帳交付規則の一部を改正する規則

静岡県療育手帳交付規則（平成12年静岡県規則第89号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
（手帳の交付） 第5条 知事は、前条の規定による申請があったときは、児童相談所長又は知的障害者更生相談所長の判定に基づいて内容を審査し、手帳の交付が適当と認めたときは、<u>様式第3号による療育手帳交付決定通知書</u>に手帳を添えて申請者に交付するものとする。 2 知事は、前項の規定による審査の結果手帳の交付が適当でないと認めたときは、<u>様式第4号による療育手帳交付非該当決定通知書</u>に理由を付して申請者に通知するものとする。 （再判定） 第12条 （略） 2 （略） 3 知事は、再判定に基づいて審査した結果手帳の交付が適当と認めたときは、<u>様式第9号の2による再判定結果通知書</u>に手帳を添えて申請者に交付するものとする。この場合において、他の都道府県又は指定都市において交付された手帳を所持していた知的障害者又はその保護者に対しては、新たに手帳を作成の上、交付するものとする。 4 知事は、再判定に基づいて審査した結果手帳の交付が適当でないと認めたときは、<u>様式第9号の3による療育手帳再判定非該当決定通知書</u>に理由を付して申請者に通知するものとする。	（手帳の交付） 第5条 知事は、前条の規定による申請があったときは、児童相談所長又は知的障害者更生相談所長の判定に基づいて内容を審査し、手帳の交付が適当と認めたときは、<u>その旨を記載した書面</u>に手帳を添えて申請者に交付するものとする。 2 知事は、前項の規定による審査の結果手帳の交付が適当でないと認めたときは、<u>その旨を記載した書面</u>に理由を付して申請者に通知するものとする。 （再判定） 第12条 （略） 2 （略） 3 知事は、再判定に基づいて審査した結果手帳の交付が適当と認めたときは、<u>その旨を記載した書面</u>に手帳を添えて申請者に交付するものとする。この場合において、他の都道府県又は指定都市において交付された手帳を所持していた知的障害者又はその保護者に対しては、新たに手帳を作成の上、交付するものとする。 4 知事は、再判定に基づいて審査した結果手帳の交付が適当でないと認めたときは、<u>その旨を記載した書面</u>に理由を付して申請者に通知するものとする。

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

様式第3号及び様式第4号を次のように改める。

様式第 3 号及び様式第 4 号 削除

様式第 9 号の 2 及び様式第 9 号の 3 を削る。

附 則

この規則は、令和 7 年 3 月 1 日から施行する。